

平成 2 2 年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(農林水産省関係)

平成 2 1 年 7 月 1 4 日

全 国 知 事 会

1 農業の振興について

1 新たな食料・農業・農村政策の推進

食の安全・安心と安定供給の確保、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するため、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ること。

また、「食料・農業・農村基本計画」の見直しに当たっては、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業構造改革が着実に進展するよう、地方と十分協議の上、より効果的な施策を講じること。

【背景・理由】

我が国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の減少・高齢化の進行、輸入農産物の増加等により、大変厳しい状況下にある。

他方、安全で良質な食料を合理的な価格で安定的に供給するとともに、国土や環境の保全、文化伝承など、農業生産活動によって生じる多面的機能の発揮が期待されている。

しかしながら、事故米の不正流通や高病原性鳥インフルエンザの発生、食品の不正表示問題の多発等を背景に、食の安全・安心に対する国民の関心・要請が高まるとともに、農業・農村の構造改革の立ち後れやその基盤たる集落機能の脆弱化により農業の持つ多面的機能や農地の維持・管理に支障を来すおそれが生じている。また、我が国の平成19年度の食料自給率は40%と先進諸国の中でも最低水準であり、今後、食料需給は逼迫することも見込まれ、国際的に食料価格が高騰するなど、食料の安定供給に国民が強い不安を感じている状況にある。

こうした中、平成17年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」に基づき、同年10月に策定された「経営所得安定対策等大綱」について「水田・畑作経営所得安定対策」、「米政策改革推進対策」、「農地・水・環境保全向上対策」の三対策を盛り込むなど、地域の実情を踏まえた見直しがされたところであるが、平成21年3月現在、現行の基本計画の策定から4年を経過したこと、また、策定以降の食料・農業・農村をめぐる情勢が大きく変化していることから、新たな基本計画の検討が始まった。

また、平成21年4月17日、内閣官房長官及び農政改革担当大臣の主宰による「農政改革関係閣僚会合」が開催され、農業の持続可能性を確固たるものにし、我が国のみならず世界全体の食料需給の安定化に貢献する観点から、農地制度や経営対策、水田の有効活用方策、農村振興対策など食料自給力の向上や国際化の進展にも対応しうる農業構造の確立に向けた政策の検討方向が示されたところである。

今後とも、一連の農政改革の推進に当たっては、食の安全・安心に対する関

心の高まり等に適切に対処しつつ、消費者ニーズへの対応のほか、自然条件、担い手の育成状況等地域の特性や実情に十分に配慮することが必要である。

【具体的な要望事項】

(食の安全・安心と食料の安定供給の確保)

(1) 高病原性鳥インフルエンザに関し、野鳥における調査・監視及び情報開示に至る体制を強化し、発生した場合のまん延防止対策としては、A型インフルエンザウイルスH5N1亜型の判別が各都道府県で迅速かつ的確に診断できる検査体制の確立及び広域的な処分体制の整備、迅速な処分ができる行政体制の整備を推進すること。

また、発生時における緊急支援対策として、国の負担において、農家や関連産業の経営の安定を図る損失補てん対策を充実強化するとともに、疾病の正しい知識の普及を軸とした風評被害対策を拡充すること。

さらに、BSE対策を適切に実施するとともに、消費者の理解・信頼を得られるよう国において十分なリスクコミュニケーションを行うこと。また、国産牛肉に対象が限定されている「牛肉トレーサビリティ法」等の法制度を見直すこと。

加えて、その運用に当たって種別の虚偽表示などの違反を行った場合は厳しく罰する規定を法制化し、国民からの信頼を得られる牛肉が流通する体制を国の責任において確立すること。

(2) 農作物の安全性と消費者の信頼確保のため、農薬の飛散防止技術の開発及び普及を図ること。

また、土壌残留性農薬についての農地に残留する有害性物質等の除去や、分解に関する調査研究を進めること。

(3) 食育を推進するため、教育、健康、農林水産業等の関係機関との連携の下、農林水産業に関する体験学習等の機会の確保、学校給食への米、野菜、果実、畜産物等の地域農林水産物の活用促進及びそのための国民運動の積極的な展開を図ること。

また、地場産農林水産物の消費拡大を促進するなど、地産地消運動の定着に向けた施策を講じること。

(4) 環境との調和や食の安全・安心に対する国民のニーズに対応するため、有機農業等環境保全型農業の技術開発の推進、輸入食品の検疫体制の強化を図るとともに、加工食品の原料原産地の表示など、食の安全・安心に対して消費者の適正な判断や評価を促す取組を強化すること。

(5) 配合飼料価格安定制度や畜産物価格安定対策の充実・強化を図るなど、畜産経営の安定に必要な施策を講じること。

(農業の持続的発展)

(6) 認定農業者や集落営農組織の経営体質を強化するため、農業用機械等の整備について平成22年度以降も支援を継続し充実強化を図るとともに、円滑な法人化を推進するための特例措置について、更に充実すること。

また、特に農業生産条件が厳しい中山間地域について、生産条件の不利補正や若い新規就農者の確保に向けた総合的な所得確保の施策を講じること。

- (7) 経済・雇用情勢が悪化する中、就農支援資金等に係る償還期間の延長及び就農施設等資金の対象期間の延長等、就農初期段階における負担の軽減、就農を志す者への研修制度である「『農』の雇用事業」の制度拡充などを図り、新規就農を促進すること。
- (8) 野菜、果樹、畜産等の品目別経営安定対策の推進に当たっては、品目ごとの特性や地域における生産の実情を十分考慮すること。
特に、野菜については、価格安定制度を充実させること。
- (9) 米政策改革については、地域の実情を踏まえた米づくりの本来あるべき姿やその実現に向けたプロセスを明確に提示すること。また、その上で農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムの実効性を確保するとともに、地域における水田農業の改革に必要な産地確立対策等、関連対策の充実強化を図ること。
なお、農業政策の抜本的な見直しに当たっては、所得政策への転換も含め、水田農業経営を行う農業者が安定的な所得を確保できる政策を併せて検討すること。
- (10) 高品質な国産農産物の輸出を促進するため、海外における国産農産物の消費宣伝等の輸出促進対策や通関・検疫体制を充実強化すること。
特に、日本産の偽装表示対策等の強化を図るとともに、相手国に対し輸入許可品目の拡大、検疫や通関の円滑化等の条件整備を働きかけること。
なお、東アジアへの輸出促進に当たり、都道府県名、市町村名や旧国名、産地名を含む日本の地名や品種名、地域ブランド等の相手国での商標の出願状況、公告状況等を監視する体制を一層強化し、情報提供、対応策の提案を行うとともに、これらの商標登録を許可しないよう強く申し入れること。
- (11) 農業用燃料・資材の急激な価格の高騰による影響を緩和する仕組みなどの措置を講じるとともに、施設園芸における省エネルギー利用のための技術開発・普及を促進すること。
- (12) 食料の安定供給、地球温暖化対策、地域活性化対策の観点から、調整水田等を活用した米粉用、飼料用、輸出用等非食用稲の生産拡大に向けて支援策の充実強化を図ること。
- (13) 中山間地域における農業生産の継続や多面的機能の確保のため、平成22年度以降も中山間地域等直接支払制度を継続するとともに、事業要件の緩和を図ること。

2 WTO（世界貿易機関）新ラウンドにおける農業交渉及びEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）等の交渉

WTO農業交渉については、食料安全保障をめぐる問題の解決や農業の多面的機能への配慮など、非貿易的関心事項に配慮した最終合意が行われるよう、積極的な主張を行い、日本提案の実現を図ること。

EPA・FTA交渉についても、農業の持続的な発展が将来にわたって可能となるよう交渉を進めること。

特に、日豪EPA交渉に当たっては、日本の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること。

また、引き続き国民に情報提供を行い、国民の理解の下で交渉を進めること。

【背景・理由】

WTO農業交渉において、関係各国に議長案が示され、本案により重要品目の取扱いや上限関税の設定、農業補助金削減の具体的なルール等の議論が進められている。このため、引き続き今後の交渉の経過に留意し、国内農業が持続的に発展するよう求めていく必要がある。

また、現在、数力国との間で議論されているEPA・FTA交渉についても、我が国の食料安全保障や農業経営に悪影響を与えないよう十分配慮する基本姿勢を維持し、我が国の農業が将来にわたり維持・発展していくことを可能とするよう交渉を進める必要がある。

特に、日豪EPA交渉においては、豪州側が全品目の関税撤廃を要求しており、ねばり強く交渉を行っていく必要がある。

【具体的な要望事項】

(1) 農業交渉に当たっては、十分な重要品目（センシティブ品目）数の確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大や上限関税の設定、関税率の著しい削減などが行われないう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。

(2) EPA・FTA交渉についても、直接的な経済効果だけでなく、国内の農業経営への影響も十分に考慮し農産物の輸入量が大幅に増加することのないよう配慮すること。

特に、日豪EPA交渉に当たっては、日本の重要品目を関税撤廃の対象から除外するなど、適切に対応すること。

2 林業の振興について

1 林業の振興

「森林・林業基本計画」に基づく施策を推進し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮と林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに、地球温暖化防止にも貢献すること。

【背景・理由】

森林に対する国民の要請は、国民生活の向上、余暇の増大等から、国土の保全、水資源のかん養、林産物の生産等はもとより、保健休養の場、地球温暖化の防止への期待など多様化・高度化している。

一方、我が国の林業は、木材価格の低迷、コストの増大等により採算性が悪化するなど、極めて厳しい環境にある。

このような状況の中「京都議定書」が平成17年2月に発効し、第1約束期間（2008年～2012年）に入っている現在、我が国は、森林吸収量の目標である1300万炭素トンの確実な確保に向け、森林・林業施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

さらに、近年頻発している台風等に係る森林災害による森林の公益的機能の低下を防ぎ、災害に強い森林を整備していく必要が生じている。

また、近年、スギ花粉症患者の増大が社会問題となっており、スギ花粉の発生を抑えていくことも必要となっている。

【具体的な要望事項】

(1) 二酸化炭素吸収を始めとする森林の多面的機能の発揮についての積極的なPRを行い、国民理解の下に、環境を重視した森林整備・木材利用を計画的かつ強力に推進するための財源を引き続き確保すること。

また、森林吸収源対策を確実に推進するため、都道府県・森林所有者等の負担軽減を図ること。

(2) 林業事業者の育成・強化や、林業就業者を育成・確保するための各種施策を積極的に推進すること。特に、経済・雇用情勢が悪化する中、技術習得推進費の引き上げ、助成対象期間の延長など、「緑の雇用担い手対策事業」の更なる制度拡充を図ること。

(3) 多様で健全な森林を育成するため、間伐はもとより複層林施業、長伐期施業、混交林化を推進するとともに、森林の確実な更新が図られるような森林整備に対応した施策の強化を図ること。

また、森林資源を循環させるという観点から、国産材の利用を促す木材加工企業の経営改善に対する融資制度等の拡充や間伐材の搬出が促進されるよう間伐材の流通施策の充実を図ること。

(4) 森林の適正な管理と林業・木材産業の振興を図るため、違法伐採木材の

排除対策、地域材の一般住宅への利用促進及び公共施設等の木造・木質化推進のための支援制度を拡充するとともに、木材資源の循環利用を図るため、バイオマスエネルギーの利用技術を早期に確立するなど、木材の利用を推進すること。

- (5) 台風等による森林災害の早期復旧を図るため、治山事業、森林整備関連事業や林業用・林産業用機械、路網整備に対する災害復旧支援事業を強化すること。
- (6) スギ花粉の発生を抑えるため、花粉の少ないスギ等への更新やスギ花粉を減らすための間伐等への支援を強化すること。
- (7) 国民が森林の役割や森林整備の必要性を理解し、国民の森林整備の意識向上と林業の活性化を図るため、全国統一の「山の日」創設を検討すること。

2 森林整備法人等の抜本的な改革の推進

国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人等について、抜本的な経営改革を推進するため必要な支援措置を早急に講じること。

【背景・理由】

我が国では、昭和30年代の初め、経済の急激な拡大に伴い木材需要が増大したことを背景に、安定的な木材供給のため森林資源の整備、充実が不可欠であることから、国において急速かつ計画的な拡大造林政策が講じられた。

全国の森林整備法人及び都道府県（以下「森林整備法人等」という。）は、この国策であった拡大造林政策の地方における担い手として、山村奥地等社会・経済的条件が不利な地域において分収造林事業を積極的に進めてきたところであり、国家的課題であった森林資源の充実や農山村地域経済の基盤の確立等に大きな役割を果たしてきた。

しかし、事業資金のほとんどを株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）などの借入金により調達してきたことから多額の累積債務を抱え、また、国の木材輸入の自由化政策による木材価格の低迷の影響を大きく受け、現下の木材価格の水準では、伐採収入による借入金の償還も困難と見込まれるなど、その経営は極めて厳しい状況にあり、ひいては、都道府県財政にも極めて重大な影響を及ぼしかねない状況である。

加えて、長期の収支見通しは、将来の木材価格や需要動向など予測しがたい因子を抱え不確実であるなど、今後の適切な森林管理に支障を来し、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮できなくなることが危惧される。

そこで、国民生活の安定に深く関わっている森林の有する多面的機能を維持・増進させるために極めて重要な役割を担っている森林整備法人等の経営の安定化を図るとともに、抜本的な経営改革を推進するためには、支援制度の拡充と併せて、新たな金融制度や地方財政措置など総合的な対策が不可欠であることから、国の責任において必要な支援措置を早急に講じる必要がある。

こうした地方側の要望を受け、総務省、林野庁及び地方公共団体で構成する「林業公社の経営対策等に関する検討会」が平成20年11月5日に設置され、林業公社に対する平成21年度の支援措置や報告書の取りまとめも行われたが、森林整備法人等の抜本的な経営改善には至っておらず、引き続き支援や経営のあり方を検討していく必要がある。

【具体的な要望事項】

- (1) 現行分収林制度が構造的な課題を抱えていることを踏まえ、森林整備法人等の経営安定と森林の公益的機能に配慮した施業方法への転換に伴う分収契約の変更等が円滑に行えるよう、分収林制度の見直し及び法・税制度

等の整備に取り組むこと。

(2) 木材の需要拡大策、国産材の利用促進と供給体制の整備等に対する取組をこれまで以上に強力に推進するとともに、分収林契約満了後の伐採跡地における再造林に対する支援方策を充実させること。

(3) 森林整備法人の経営安定化のために都道府県が実施する施策に対する財政支援をより一層充実すること。

特に、都道府県から森林整備法人への長期貸付を目的とした特例的な起債の具体的な取扱いを明確化すること。

また、株式会社日本政策金融公庫について、市中金融資金等からの借換え制度の創設など、累積債務処理対策の拡充等を行うこと。

(4) 森林整備法人等が、今後とも森林の多面的機能の持続的な発揮に配慮した森林整備を推進するとともに、安定的に事業展開を図ることができるよう、森林整備法人等が実施する森林整備事業について、負担軽減措置を講じること。

(5) 株式会社日本政策金融公庫について、経営森林の伐採時期に合わせた償還が可能となる資金制度を創設すること。

また、伐期の長期化などに伴って増加する利息負担を軽減する措置を講じること。

(6) 森林整備法人の円滑な公益法人認定のためのガイドライン等の整備を図ること。

(7) 森林整備法人等の経営改善について、地方の意見を十分に聴きながら、抜本的な対策について具体的に検討していくこと。

3 水産業の振興について

「水産基本計画」に基づき、水産資源の適切な保存及び管理などの施策を推進し、水産物の安定供給の確保と水産業の持つ多面的機能を発揮するため、水産業の健全な発展を図ること。

【背景・理由】

国連海洋法条約の締結、日中・日韓漁業協定の発効等我が国の水産業を取り巻く国際的な環境は大きく変化している。

一方、周辺水域の漁場環境や資源状況の悪化による漁獲量の減少、担い手の減少・高齢化に加え、昨今の燃油価格の高騰や大型クラゲの発生等により漁村の活力が低下するなど水産業は厳しい状況となっている。

このような我が国の水産業をめぐる諸情勢の中、平成13年6月に制定された「水産基本法」の基本理念を実現するため、新しい「水産基本計画」が平成19年3月20日に閣議決定され、現在、新たな取組が展開されているところである。

また、WTO新ラウンドにおいて、水産物が非農産品アクセス交渉の対象となり、関税削減方式や分野別関税撤廃問題について議論が行われている。

我が国のノリ輸入割当制度（IQ制度）については、WTOの紛争解決手続きを経て、年間輸入数量の上限が段階的に拡大されることとなった。

さらに、特定疾病や新疾病の国内でのまん延防止に向けた対策、ノロウィルス対策などが課題となっている。

これらを十分に踏まえつつ、今後は、新たな基本計画に沿って、水産施策を総合的かつ計画的に推進していくことが必要である。

【具体的な要望事項】

(1) 漁場環境や水産資源の現状を踏まえ、地域の実情に沿った漁場環境の維持修復や水産資源等の回復対策を一層推進するとともに、森林の保全・整備と連携した多様性のある漁場環境づくり等を推進すること。

(2) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、漁業協定水域、特に日韓暫定水域、日中暫定措置水域における適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図るなど、水産物の安定供給の確保策を強化すること。

また、排他的経済水域（EEZ）における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、監視・取締りを充実・強化すること。

(3) 漁業従事者の減少・高齢化が進む中、経済・雇用情勢の悪化に対応するため、「漁業担い手確保・育成対策事業」の制度拡充を図るなど、新たな担い手の確保を図るとともに、経営感覚に優れた意欲ある担い手を育成するための施策を推進すること。

また、水産業において重要な役割を果たしている女性、高齢者への支援

策を充実すること。

(4) 漁業用燃料の高騰対策や、省エネルギー型漁業への転換、収益性向上の取組への支援のため、新たな推進機関の導入や施設・設備等の省エネルギー化、さらには天然ガス等の安価な新エネルギー利用促進のための技術開発と実用化を図ること。

(5) WTO非農産品アクセス交渉において、水産資源については「持続可能な開発」を進める貿易ルールが必要であるという日本提案が国際的に理解され、賛同が得られるよう努めること。

また、ノリなどの輸入割当制度（IQ制度）を堅持すること。

(6) 特定疾病や新疾病のまん延防止については、持続的養殖生産確保法の適用されない水域におけるまん延防止措置についても財政的支援を実施すること。

また、新たな疾病の侵入防止のため、輸入種苗の検疫体制について効果的な措置を検討すること。

(7) 農薬のポジティブリスト制度について、残留農薬の一律基準の対象となった農薬について個別に評価を行い、それぞれに適正な基準を設定すること。

(8) 高品質な国産水産物の輸出を促進するため、海外における国産水産物の消費拡大等の輸出促進対策や通関・検疫対策を充実強化すること。

また、衛生証明など輸出要件の緩和を行うとともに、輸出関連情報の収集・提供体制の整備を引き続き図ること。

(9) 海難事故により流出した木材や沈下したコンテナ等の撤去を原因者に義務付けるため、国際条約への批准も含めた法制度の整備等を進めるとともに、地方自治体等による原因者の特定、撤去などに対する国の支援体制の整備を図ること。

また、油流出事故が発生した場合において、漁業者等の損害や地方自治体等の流出油防除活動等に係る経費に関し、漁業者等に負担を生じさせない法制度の整備を図ること。さらに、漁業者支援のため地方自治体が行う被害対策等について、適切な支援を行うこと。

(10) 大型クラゲの漂着の影響を軽減するため、発生海域の東シナ海等における原因を究明し、発生防止と発生初期での駆除などの対策を早急に講じること。